

第九條ノ二 産婆ハ自ラ檢案セスシテ  
死産證書又ハ死胎檢案書ヲ交付スル  
コトヲ得ス

第十六條第五號中「第九條」第九條ノ二  
ニ改ム

警視廳、北海道廳、府縣、監獄、稅務監  
督局、稅務署及專賣局判任官中月俸  
二十圓未滿ノ者ノ特別任用ニ関スル件  
右謹テ上奏シ恭シク  
聖裁ヲ仰キ候セテ樞密院ノ議ニ  
付セラレムコトヲ請フ

明治四十三年四月十二日

内閣總理大臣侯爵桂 太郎

勅令第 號

第一條 警視廳、北海道廳、府縣、監獄、稅務  
監督局、稅務署、及專賣局判任官ニシテ  
月俸二十圓未滿ノ者ハ、試験ヲ要セス  
文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ  
任用スルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リ任用シタル  
判任官ハ、三年以上同一官廳ニ勤績シ  
現ニ具ノ職ニ在ル者ニ非サレハ、月俸  
二十圓以上ニ昇スコトヲ得ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十六年勅令第百九十六號ハ之ヲ

廢止ス

前項ノ勅令第一條ノ規定ニ依リ任用セ

ラレタル者ハ本令ニ依リ任用セラレタ

ルモノト看做ス

電氣事務官特別任用令中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラ

レムコトヲ請フ

明治四十三年四月十二日

内閣總理大臣侯爵桂太郎